

許可番号 第04550002267号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 良介
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣

許可の年月日 令和3年9月14日

許可の有効年月日 令和10年9月13日



- 1 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
積替え・保管の有無 なし
特別管理産業廃棄物の種類
廃油：揮発油類、灯油類、軽油類及び廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、1,4-ジオキサン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。）
廃酸：水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。
廃アルカリ：水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。
廃ポリ塩化ビフェニル等
ポリ塩化ビフェニル汚染物
ばいじん：水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。
燃え殻：カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。
汚泥：水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。
以上8種類 以下余白
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ なし
- 3 許可の条件 なし
- 4 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり
- 5 積替え許可の有無 有・無
- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成28年9月14日 第04550002267号 令和3年9月14日 第04550002267号 令和5年6月28日	新規許可 更新許可（優良基準適合認定） 変更届：代表者の変更 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号 電話番号：054-366-1312
[事業場] 同上 電話番号：同上

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）を遵守すること。